

目次

食品表示

以下は平成27年現在の情報です。

食品表示

食品の包装に関する法規の具体的内容

食品の包装の安全性に関する法規としては、2011年8月の「包装に関する関税同盟技術規準（TPTC021/20121）」が2012年6月1日に発効し、最も基本的な法規となっている。この技術規準は、以下の9の条文と4の付属文書からなっている。

- 第1条：適用範囲第2条：定義
- 第3条：市場に流通させるための規則
- 第4条：食品の安全に関する必要事項適合に対する保証第5条：安全性についての必要事項
- 第6条：包装につける表示についての規則
- 第7条：適合の確認
- 第8条：関税同盟加盟国の市場での食品の流通における単一の名称の表示
- 第9条：調製規定

- 付属文書1：食品と接触する包装材を構成する物質の衛生安全性指標と基準
- 付属文書2：包装材の分析の際に使用するモデル薬剤の一覧表
- 付属文書3：包装資材を表す番号、アルファベット、記号
- 付属文書4：包装の表示につけるマーク（食品につけるマーク）

この技術規準の第1条によると、この技術基準はすべての種類の包装について適用される こととなっている。

梱包材表面には下のようなマークをつけることが定められている。



食料品類



化粧品類



その他

食品表示に関する法規の具体的内容

食品表示に関しては、2011年12月に作成された「食品の安全性に関する関税同盟技術基準（食品表示）TPTC022/2011」が最も基本的な法規となっている。この関税同盟技術規準は2013年6月1日に発効している。この技術規準は4つの条文と24の付属文書からできており、その概要は以下のようになっている。

- 第1条：適用範囲
 - 第2条：定義
 - 第3条：市場における流通の規則
 - 第4条：食品の表示に関する必要事項
 - 第1項：包装された食品の表示に関する必要事項
 - 第2項：輸送用の包装につける食品表示の一般的な必要事項
 - 第3項：食品の名称についての一般的な必要事項
 - 第4項：食品成分の呼称についての一般的な必要事項
 - 第5項：食品表示における包装された食品の量の示し方についての一般的な必要事項
 - 第6項：食品表示における食品の製造日の示し方についての一般的な必要事項
 - 第7項：食品表示における食品の棚もちの示し方についての一般的な必要事項
 - 第8項：食品表示における食品の製造者、製造者の代理人及び輸入者の名称、住所の示し方についての一般的な必要事項
 - 第9項：食品表示における食品の栄養価の示し方についての一般的な必要事項
 - 第10項：食品表示における食品の特殊な特性の示し方についての一般的な必要事項
 - 第11項：食品表示において、遺伝子組み換え生物を使って製造された成分の存在に関する情報の必要性
 - 第12項：明白で読解可能な食品表示のための必要条件
 - 第5条：食品表示の必要条件の遵守
-
- 付属文書1：食品の一成分でありながら、食品名で呼ぶことができる食品成分
 - 付属文書2：基礎栄養素の推奨される一日あたりの摂取量として食品表示に使用すべき摂取量
 - 付属文書3：食品の栄養価を概数で表す際のルール
 - 付属文書4：基本的な栄養素を熱量（カロリー）に換算する際の係数
 - 付属文書5：食品表示において食品の特性について情報を伝える際の用語の使い方、

この技術規準は、食品について情報に十分にアクセスするという消費者の権利を妨害する行為を防ぐことを目的としている（第2条第3項）。表示には次の情報が含まれていなければならない（第4条第1項）：

- ①食品の名称
- ②食品の成分
- ③食品の量
- ④食品の製造日
- ⑤食品の有効期限（棚もち）
- ⑥食品の保存条件
- ⑦食品の製造者の名称と住所
- ⑧使用上の注意（調理方法を含む）
- ⑨食品の栄養
- ⑩遺伝子組み換え生物を使用に関する情報
- ⑪関税同盟で定められたマーク

食品の名称、成分等の記載についての要求事項は第4条3項、及び4項に詳しく規定されている。この中で、特に第4条第4項の14に規定されている、アレルギーを起こしやすいとされる成分（ピーナッツ、マスタード、グルテンを含む穀物、卵、大豆等）を含む場合にはその旨を表示することが求められている。

第4条第9項は、食品表示における栄養価の表示について規定しており、エネルギー（カロリー）、タンパク質・脂肪・炭水化物の含有量、ビタミン・ミネラルの含有量を表示することが求められている。

第4条第10項及び11項は、遺伝子組み換え食品についての表示について規定している。それによれば、遺伝子組み換え食品は「生きた遺伝子組み換え微生物を含んでいる」、「遺伝子組み換え微生物の助けにより得られた」、「遺伝子組み換え微生物の力を借りて作った成分を含んでいる」という表示をすることが求められている。